

# こども誰でも通園制度について

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
    - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
    - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
  - ・全自治体で実施

## こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（R5補正予算）

**【実施施設】** 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等  
（※基準を満たしていれば施設類型は問わない）

**【対象となるこども】** 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

**【利用可能時間（補助基準）】** こども一人あたり「月10時間」を上限

**【単価（補助基準）】** こども一人1時間あたり850円  
（※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算有）

**【利用料】** 1時間あたり300円程度を標準に徴収可

**【利用方法】** 定期利用（園・曜日・時間固定）/自由利用  
（※親子通園も可（長期間続く状態とならないよう留意））

**【実施方法】** 一般型（専用室/在園児合同）/余裕活用品（空き定員活用）

**【職員配置・設備基準】** 一時預かり事業の一般型/余裕活用品に準拠

- ☆事業実施の受け入れ開始時期については、自治体や事業所による。
- ☆実施予定自治体数や事業所数は、公募や変更申請の状況、自治体・事業所の状況によって増減あり。
- ☆不明部分確認後の数値の変更あり。

①実施予定自治体	<b>118自治体</b> ※2024/9/30時点	⑤運営主体	社会福祉法人……………345か所(43.2%) 学校法人……………182か所(22.8%) 公立……………142か所(17.8%) 株式会社……………85か所(10.7%) 特定非営利活動法人……11か所(1.38%) 一般社団法人……………11か所(1.38%) 個人立……………10か所(1.25%) 有限会社……………5か所(0.6%) 合同会社……………3か所(0.4%) 宗教法人……………2か所(0.3%) 医療法人……………2か所(0.3%)
②受入開始自治体	<b>111自治体(94%)</b> ※情報未提出自治体あり、随時更新予定 ☞4月開始…21自治体 ☞5月開始…8自治体 ☞6月開始…20自治体 ☞7月開始…47自治体 ☞8月開始…10自治体 ☞9月開始…5自治体	⑥実施方法	余裕活用型……………346か所(43%) 一般型(在園児合同)……248か所(31%) 一般型(専用室独立)……204か所(26%)
③開始事業所数	<b>798か所</b> ※開始月の月末までに管内実施一覧を提出	⑦専用室有無	無し……………570か所(71%) 有り……………228か所(29%)
④事業所類型	認可保育所……………268か所(33.4%) 認定こども園(幼保連携型)……237か所(29.7%) 小規模保育事業所(A型)……83か所(10.4%) 認定こども園(幼稚園型)……51か所(6.4%) 認定こども園(保育所型)……50か所(6.3%) 幼稚園(施設型給付を受ける)……35か所(4.4%) 幼稚園(施設型給付を受けない)……28か所(3.5%) 地域子育て支援拠点……………17か所(2.1%) 認可外保育施設……………13か所(1.6%) 事業所内保育事業所……………4か所(0.5%) 小規模保育事業所(B型)……2か所(0.3%) 専用施設……………2か所(0.3%) 認定こども園(型不明)……………1か所(0.1%) 認定こども園(地方裁量型)……1か所(0.1%) 小規模保育事業所(C型)……1か所(0.1%) 小規模保育事業所(型不明)……1か所(0.1%) 家庭的保育事業所……………1か所(0.1%) 企業主導型保育事業所……………1か所(0.1%) 児童発達支援センター等……1か所(0.1%) 一時預かり事業所……………1か所(0.1%)	⑧利用方法	定期利用×自由利用……303か所(38%) 定期利用……………268か所(34%) 自由利用……………227か所(28%)
		⑨初回の利用時面談実施有無	有り……………690か所(86%) 無し……………108か所(14%)
		⑩親子通園可否	可……………658か所(82%) 不可……………133か所(17%) 不明……………7か所(1%)
		⑪一時預かり事業実施有無	有り……………417か所(52%) 無し……………381か所(48%)

# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

## 実施自治体一覧

成育局 保育政策課

【 118自治体 】 ※令和6年8月30日現在

	市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名
1	北海道 札幌市	21	福島県 南会津町	41	千葉県 成田市	61	長野県 長野市	81	大阪府 富田林市	101	徳島県 上勝町
2	北海道 函館市	22	茨城県 水戸市	42	東京都 港区	<b>62</b>	<b>長野県 松本市</b>	82	大阪府 東大阪市	102	香川県 多度津町
3	北海道 旭川市	23	茨城県 笠間市	43	東京都 中野区	63	長野県 飯田市	83	兵庫県 神戸市	103	愛媛県 今治市
4	北海道 登別市	24	茨城県 筑西市	44	東京都 杉並区	64	長野県 御代田町	84	兵庫県 姫路市	104	高知県 南国市
5	北海道 美幌町	25	栃木県 宇都宮市	45	東京都 北区	65	長野県 須坂市	85	兵庫県 加西市	105	福岡県 北九州市
6	北海道 白老町	26	栃木県 足利市	<b>46</b>	<b>東京都 町田市</b>	66	岐阜県 岐南町	86	兵庫県 養父市	106	福岡県 福岡市
7	北海道 浦河町	27	栃木県 栃木市	47	東京都 多摩市	<b>67</b>	<b>静岡県 静岡市</b>	87	兵庫県 南あわじ市	107	佐賀県 佐賀市
8	北海道 別海町	28	栃木県 日光市	48	神奈川県 横浜市	68	静岡県 浜松市	88	奈良県 奈良市	108	佐賀県 唐津市
9	青森県 青森市	29	栃木県 茂木町	49	神奈川県 川崎市	69	静岡県 沼津市	89	和歌山県 海南市	109	佐賀県 有田町
10	青森県 八戸市	30	群馬県 前橋市	50	神奈川県 相模原市	70	静岡県 富士市	90	和歌山県 紀美野町	110	長崎県 松浦市
11	岩手県 盛岡市	31	群馬県 高崎市	51	神奈川県 厚木市	71	愛知県 名古屋市	91	鳥取県 鳥取市	111	長崎県 東彼杵町
12	岩手県 一関市	32	群馬県 渋川市	52	新潟県 新潟市	72	愛知県 大府市	92	岡山県 岡山市	112	熊本県 熊本市
13	宮城県 仙台市	33	埼玉県 さいたま市	53	新潟県 見附市	73	愛知県 美浜町	93	岡山県 笠岡市	113	大分県 中津市
14	秋田県 湯沢市	34	埼玉県 行田市	54	新潟県 上越市	74	三重県 松阪市	94	岡山県 高梁市	114	大分県 臼杵市
15	山形県 山形市	35	埼玉県 鴻巣市	55	新潟県 南魚沼市	75	滋賀県 米原市	95	岡山県 備前市	115	大分県 杵築市
16	福島県 福島市	36	埼玉県 志木市	<b>56</b>	<b>富山県 高岡市</b>	76	京都府 京都市	96	広島県 広島市	116	大分県 姫島村
17	福島県 郡山市	37	千葉県 千葉市	57	石川県 七尾市	77	京都府 宇治市	97	広島県 呉市	117	沖縄県 那覇市
18	福島県 白河市	38	千葉県 市川市	58	石川県 津幡町	78	大阪府 大阪市	98	広島県 尾道市	118	沖縄県 浦添市
19	福島県 南相馬市	39	千葉県 松戸市	59	福井県 福井市	79	大阪府 豊中市	99	広島県 福山市		
20	福島県 伊達市	40	千葉県 野田市	60	山梨県 甲府市	80	大阪府 高槻市	100	山口県 防府市		

※今後、本年度中の実施希望や追加申請等がある場合は、保育政策課地域支援係までご相談ください。

# こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（令和6年度）

## 趣旨

- こども誰でも通園制度については、
  - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、
  - ・ 令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしている。
- このため、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点について、成育局長が学識経験者等に参集を求め、検討することとする。

## 構成員

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授	倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
内野 光裕	全日本私立幼稚園連合会副会長 学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長	駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事 認定NPO法人フローレンス会長
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会代表理事 社会福祉法人浄元福祉会理事長	伊藤 唯道	全国保育協議会副会長
大川 秀子	栃木市長	竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部・部長 成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長		原田 樹
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長 認定NPO法人びーのびーの理事長	堀 科	東京家政大学准教授
小野 敏伸	福岡市こども未来局事業調整課長	万井 勝徳	高槻市子ども未来部子育て企画官
菊地 加奈子	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表 特定社会保険労務士	水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長	秋谷 允	松戸市子ども部保育課長
清原 慶子	杏林大学客員教授 前 東京都三鷹市長	計19名 オブザーバー：文部科学省	

- **令和7年度の利用時間**（利用可能枠の在り方）について
- **人員配置、設備運営基準**（内閣府令）について
- **安定的な運営の確保**について
- こども誰でも通園制度を実施する上で**手引きになるようなものの作成**について（年齢ごとの関わり方の留意点や、利用方法の組み合わせ方等）
- **総合支援システム**について（個人情報取り扱いを含む）

## 令和7年度の利用可能時間について

### 試行的事業の状況

- 試行的事業においては、こども一人あたり「月10時間」を上限としているが、市町村によっては、独自に利用可能時間を設定している（40時間、160時間等）。
- 試行的事業における「月10時間」の上限時間は、本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすることに加え、
  - ・ こどもが、家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験を得られること、
  - ・ 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応に十分な配慮が必要であるものの、こどもにとって十分に効果が期待されることといった考え方も踏まえ設定したものの。

### 対応の方向性（案）

- こども誰でも通園制度を法律上の制度とするにあたり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点から、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がない※ことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月10時間」を補助基準上の上限としてはどうか。ただし、各市町村において、それぞれの実情に応じて、補助の対象となる「月10時間」を超えて、こども誰でも通園制度を実施することは妨げないこととする。

（※）令和6年4月1日時点の定員充足率は88.8%（対前年▲0.3%）と令和5年4月1日から横ばい。

- その上で、令和8年度の給付化に向け、令和7年度における事業の実施状況や、全国的な提供体制の確保の進捗状況等も踏まえ、利用可能時間の在り方について検討することとしてはどうか。

## 人員配置・設備運営基準等（総括表）

事項	内閣府令案	考え方
①対象施設 【児童福祉法施行規則】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園</li> <li>・小規模保育事業所</li> <li>・家庭的保育事業所</li> <li>・事業所内保育事業所</li> <li>・幼稚園</li> </ul> 等 ※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。	多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとする。
②対象となる こども（年齢） 【児童福祉法施行規則】	0歳6カ月～満3歳未満	0歳6か月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6か月～満3歳未満とする。
③認可手続 【児童福祉法施行規則】	家庭的保育事業等と同様※1	家庭的保育事業等と同様の仕組みとする。その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示しする。
④利用方式	法令上規定しない	こども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととする。
⑤実施方法 【設備運営基準】	①一般型 ②余裕活用型	試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づける。その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとする。
⑥人員配置基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※2 ※2分の1は保育士 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。 ※通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進める。
⑦設備の基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※3 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとする。

※1 事業を実施するにあたっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について市町村が審査し、認可を行う。

※2 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を2分の1以上。なお、保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修）を終了した者とする。

※3 保育所の設備基準に従って、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるとともに、食事の提供を行う場合には、必要な設備を備えること等児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

## こども誰でも通園制度の補助単価の設定等

### 試行的事業の状況

- 試行的事業では、補助単価について、こども一人1時間当たり850円とした上で、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することとしている。
- これに加え、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る加算措置を実施している。
- なお、キャンセル料については、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなすこととしている。

### 対応の方向性（案）

- 令和7年度の制度化にあたっては、必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する方向で検討する。また、こどもの年齢ごとに関わり方に特徴や留意点があることを踏まえ、利用するこどもの年齢に応じた1時間当たりの補助単価を設定することとしてはどうか。  
(※) 具体的な補助単価額については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
- その上で、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る加算措置については、引き続き実施してはどうか。
- なお、キャンセル料については、試行的事業と同様の取扱いとしてはどうか。

- こども誰でも通園制度を実施する上で手引きになるようなものの作成について（年齢ごとの関わり方の留意点や、利用方法の組み合わせ方等）

→実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解し、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項をお示しする。

## 手引の骨子（案）

### I 基本的事項

#### ①制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての制度の意義
5. 事業者にとって新たな制度の担い手となることの意義
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割

#### ②制度の概要について

1. 制度の概要（新たな給付制度、利用対象、事業者、指導監査等）
2. 事業の全体像（事業の実施方法、提供内容の検討、個別のニーズへの対応についての検討等）

### II 事業実施の留意事項

#### ①共通事項

- ②通園初期の対応（利用者の同意に基づき、総合支援システムを通じ予約事業所に共有される情報の確認、面談、親子通園、慣らし保育）
- ③年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④特別な配慮が必要なこどもへの対応（障害のあるこども、医療的ケアを必要とするこども、居宅を訪問する形態）
- ⑤計画と記録について（日々の活動に係る計画の作成、こどもの興味や関心等の記録等）
- ⑥保護者への対応
- ⑦要支援家庭への対応上の留意点（市町村における保護者へのアプローチ等）
- ⑧その他（広域利用、地域の実情に応じた実施）

### III その他の留意点等

- ① 個人情報の取扱いについて（利用者の同意に基づき、当該情報を予約先事業所に共有する事項等）
- ② 他制度との関係（一時預かり事業との関係性）
- ③ 職員の資質向上等（管理者の責務、研修、職員のメンタルヘルスへの配慮）

# こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築

成育局 保育政策課

令和5年度補正予算：25億円

## 1. 施策の目的

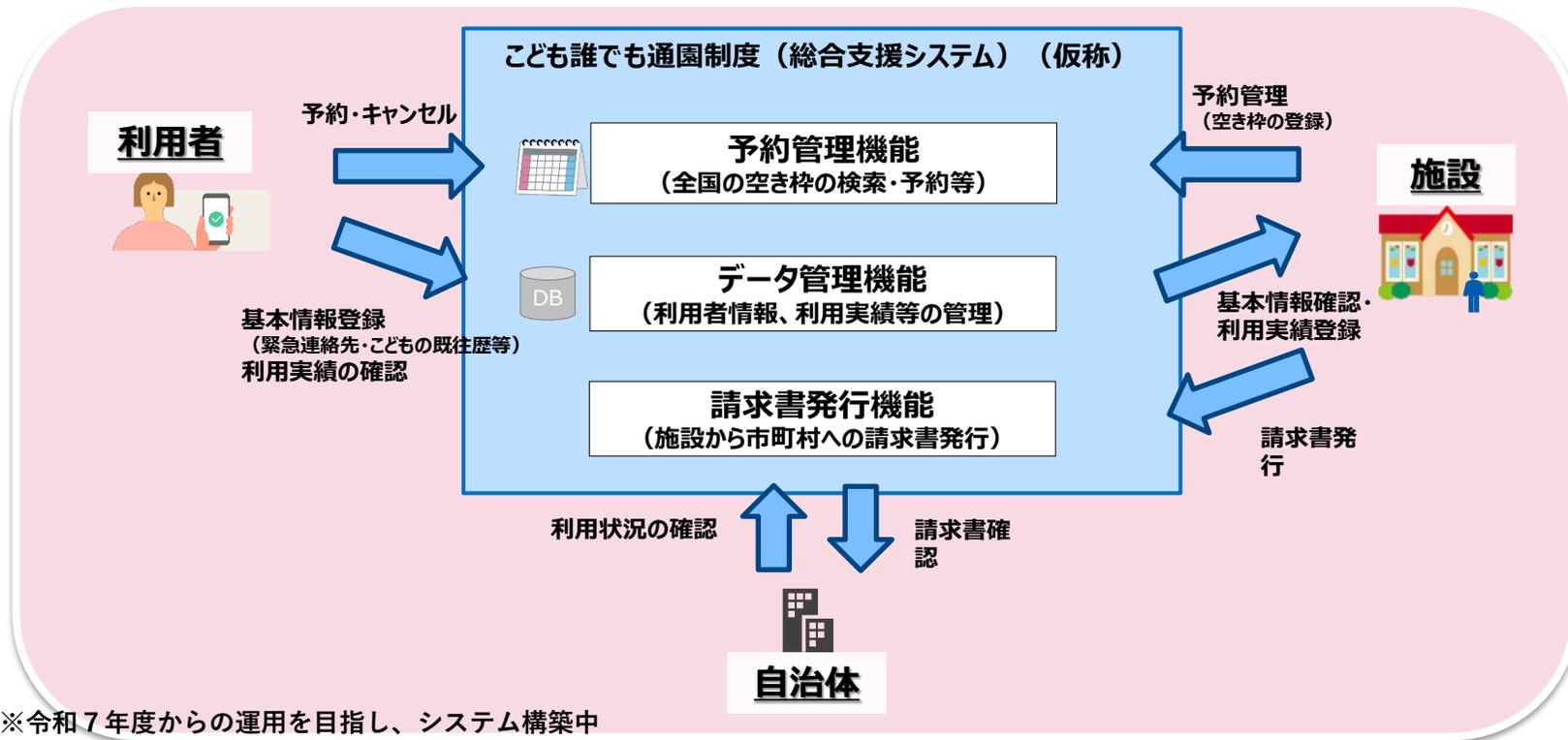
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

## 2. 施策の内容

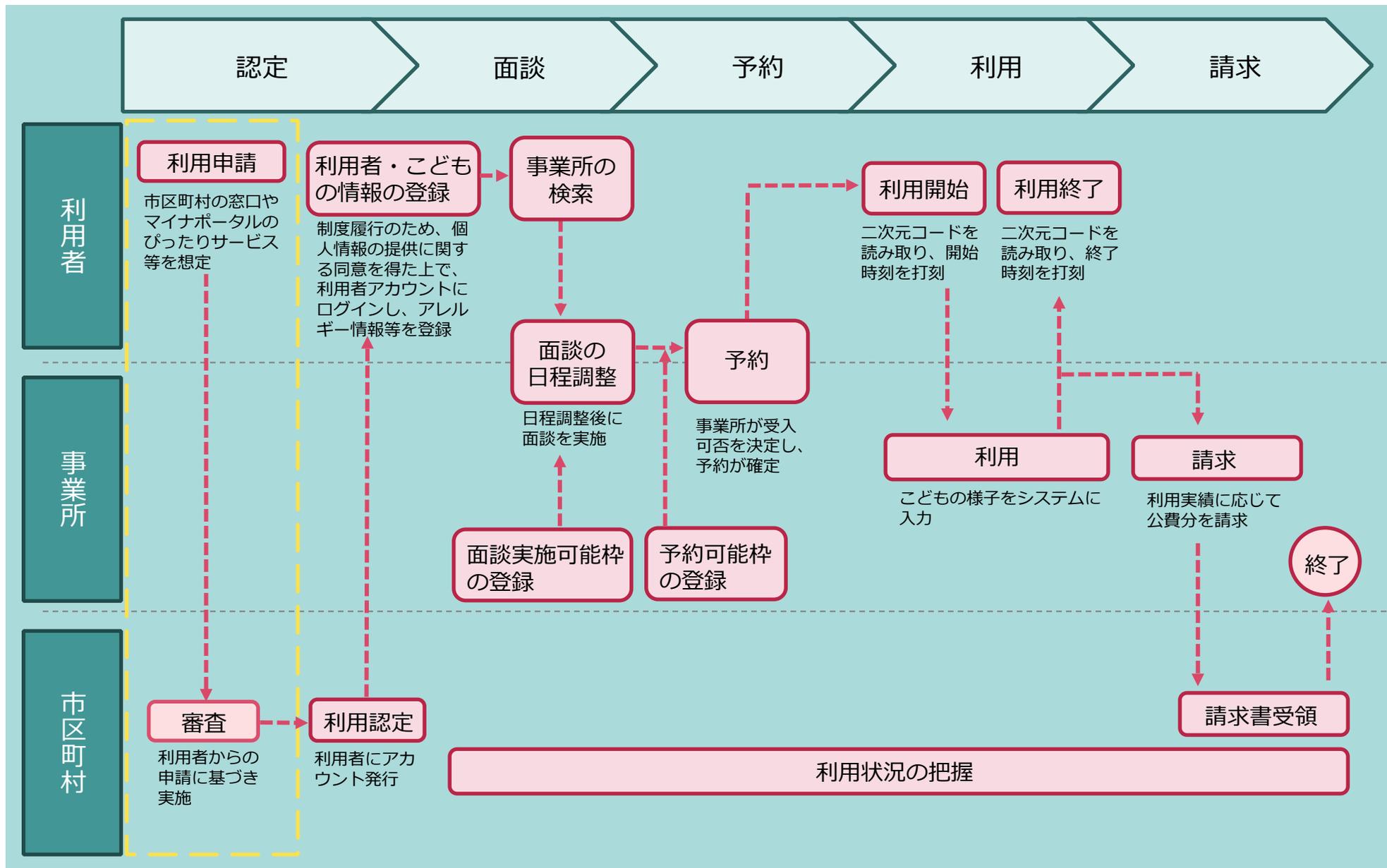
以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



# こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

- 「負荷なく、気づく、すぐわかる。」というUI/UXコンセプトを基に、利用者、事業者、市区町村（都道府県、こども家庭庁職員利用含む）の開発を進行中

## 利用者

### こども誰でも通園制度実施事業所の検索画面イメージ



- ・ 地域や利用条件を入力し、適合する事業所を地図上に表示
- ・ 検索して出てきた施設の情報を確認

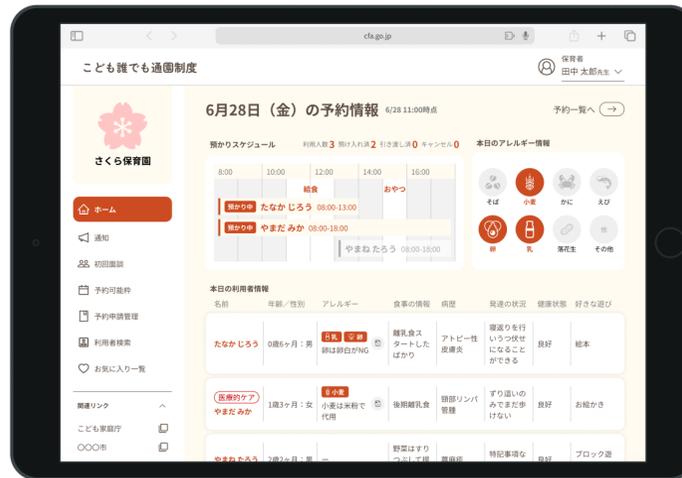
### 利用予約の画面イメージ



- ・ 当月の残りの利用可能時間の表示
- ・ カレンダーから事業所の利用可能時間を確認し、利用したい時間を予約

## 事業所

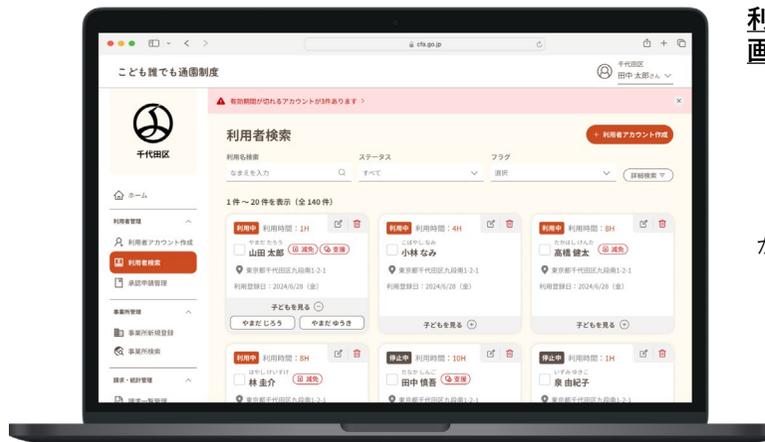
### 予約情報の確認画面イメージ



- ・ 氏名、年齢、利用時間、アレルギー情報など、日ごとに利用者の情報を一覧で表示

## 市区町村

### 利用状況などの利用者情報の確認画面イメージ



- ・ 市区町村に登録されている利用者の情報の確認
- ・ 誰がいつこの事業所を利用したか等の利用状況の把握

	令和7年度の利用可能時間について	令和7年度の人員配置、設備運営基準等について	安定的な運営の確保について	こども誰でも通園制度を実施する上での手引について	総合支援システムについて
第2回 (9月26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回での議論も踏まえ、引き続きご意見をいただく</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子(案)の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の報告</li> </ul>
第3回 (10月30日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の対応方針(案)の提示</li> <li>・令和7年度の対応方針(案)や令和8年度の給付制度の実施に向けてご意見をいただく</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成に向けてご意見をいただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構築に向けてご意見をいただく</li> </ul>
第4回 (12月下旬予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議論の取りまとめ(令和7年度の事業の実施や令和8年度の法律に基づく給付制度の実施に向けて)</li> </ul>				

令和6年12月下旬 ～ 令和7年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の補助基準を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員配置、設備運営基準(内閣府令)を公布</li> <li>・各自治体で条例を策定、認可手続を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の補助基準を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初版の完成・周知</li> <li>※4月以降となる可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行運用(2月～)</li> </ul>
令和7年4月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付化に当たっての利用可能時間の在り方について整理・令和7年度中に内閣府令で規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付化に当たっての人員基準、設備運営基準の在り方について整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付化に当たっての公定価格の在り方等について整理・令和7年度中に告示で規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格運用開始</li> </ul>